（ 様式D－２ ）
（ 別　　紙 ）

令和４年度　海外派遣研究員研究報告書

令和６年５月２１日

日本大学理事長　　殿
日 本 大 学 学 長　　殿

所　　属　　商学部　（会計学研究所）
資格・氏名　吉田　武史

■本報告書の内容を公表することは，了承しております。
□本報告書の内容を公表することは，差し控えください。
※いずれかにチェックし（■）提出すること

令和４年度海外派遣研究員（長期）の研究実績を，下記のとおり報告いたします。

記

１　区　　分　　長　　期

２　研 究 課 題

公正価値会計における会計構造と利益概念に関する研究

３　派 遣 期 間　　西暦　２０２３年3月３０日　～　２０２４年3月２９日

４　派　遣　先　　マレーシア

５　研 究 目 的

会計上の資産および負債に関して，東南アジア諸国に属するマレーシアでは，国際財務報告基準の影響を受けている。本研究では，具体的に，公正価値評価の領域が拡大し，その影響を，分析する。特に，マレーシアでは，国際財務報告基準を全面的に受け入れ，会計上の利益概念が拡大している現状がある。本研究では，マレーシアにおける公正価値評価の影響を実態調査し，分析する。また，マレーシアにおいては，人口の 60%がイスラム教徒たるムスリムであり，イスラム教の厳しい戒律の中で，社会生活を送っている。これは，ムスリムが携わるビジネス活動でも同様であり，ムスリム企業が適用する会計基準も国際財務報告基準とは別に定められている。ここでは，公正価値というよりも，現金同等価値といった概念が公正価値の代理変数として用いられている。

本研究では，公正価値による測定がディスクロージャーと利益計算にとってどのような意義を有するのかということおよび，特に，利益計算にどのような意義をもたらしているのかを，公正価値会計へとパラダイム転換を図るマレーシアの上場企業を調査し，分析することによって，明らかにすることを目的としている。

（ 様式D－２ ）

６　研　究　概　要

①研究の方法

国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards：IFRSs)において，資産あるいは負債の公正価値測定が重視されるようになり，IFRS 第 13 号「公正価値測定」が 2013 年 1 月 1 日より適用されている。他方，わが国においても，企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan：ASBJ)より企業会計基準第第 30 号「時価の算定に関する会計基準」が 2019 年 7 月に公表され，公正価値とほぼ同義である時価による資産あるいは負債の測定が重視されるようになってきている。

このような公正価値ないしは時価による測定は，資産や負債の実態を適切に開示するというディスクロージャーが重視された結果採用されたと考えることができる。このように公正価値ないしは時価による測定がディスクロージャーを中心として採用されてきた結果，利益計算に与える影響が十分に検討されていないという現状が存在している。

本研究では，公正価値による測定がディスクロージャーと利益計算にとってどのような意義を有するのかということおよび，特に，利益計算にどのような意義をもたらしているのかを，公正価値会計へとパラダイム転換を図るマレーシアの上場企業を調査し，分析することによって，明らかにすることを目的としている。

従来，利益計算においては，資産や負債の歴史的な取引価格にもとづく，歴史的原価による測定が前提とされ，この測定により計算される純利益が重要視されてきたが，公正価値ないしは時価による測定は，利益計算に変容を及ぼし，そこでは包括利益の計算が前提となっている。そこで，公正価値による測定が企業の利益獲得の構造やビジネスモデルにどのような影響を与え，もって，包括利益がどのような利益計算構造により，正当化されうるのかという点に着目して研究を進めていきたい。また，歴史的原価による測定の結果生ずる純利益の計算構造と公正価値による測定の結果生ずる包括利益の計算構造を対比させることによって，公正価値が利益計算とディスクロージャーとの両者において，どのような意義を有するのかということを明らかにし，公正価値会計の体系を明らかにしたい。

以上の研究成果として，公正価値を使用価値として位置づけることが可能となる結果が想定される。さらに，このような視点から，公正価値が利益計算とディスクロージャーが及ぼす影響が明らかにされ，もって，会計研究の進展に貢献することができる価値を，本研究は，有する可能性がある。

②渡航先での活動内容

主として，マレーシアの会計制度やイスラム会計に関連する文献収集やそれらの企業データの収集を行った。

７　研究結果・成果

マレーシアは，多民族国家であり，人口の約 60%がマレー系であり，約 20%が中華系であり，かつ約 10%がインド系である。このうち，マレー系は，そのほとんどがムスリムであり，イスラムの教えにしたがって，日々の生活を行っている。マレーシアの企業会計をみてみると，マレーシアの上場企業は，マレーシア会計基準審議会が規定する会計基準を適用する義務がある。グローバルな視点では，会計基準は，近年の経済のグローバル化の進展や国境を越えた資金調達の必要性から，国際財務報告基準(IFRSs)を全面的に取り入れた財務報告基準あるいは会計基準が，世界的に設定されている。マレーシアにおいても，IFRSs に準拠したマレーシア財務報告基準(MFRSs)が設定されており，会計基準の国際的なコンバージェンスが進んでいる。しかしながら，上述したように，人口の約 60%がムスリムであるマレーシアでは，イスラム教にしたがってビジネス活動を行う企業が存在している。このような企業についての会計ルールないしは財務報告ルールは，IFRSs あるいは MFRSs とは異なり，Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions：AAOIFI が規定するもの(以下,「イスラム会計」という)があり，特に，イスラム系の金融機関については，この規定を適用して，財務報告が行われている。

他方，日本では，トライアングル体制と呼ばれる会計の枠組みにおいて，財務報告が行われている。トライアングル体制とは，1899 年に制定された会社法，1948 年に制定された金融商品取引法および 1965 年に制定された法人税法がそれぞれ関係性を有しつつ，会計報告が行われる枠組みである。会社法は，1860 年に制定されたドイツ商法典を源流とするフランコジャーマン型の会計であり，そこでの目的は，債権者を保護することに求められ，かつ受託責任に関する情報の提供が会計に求められる。金融商品取引法は，アメリカにおいて，1933 年に制定された証券法および 1934 年に制定された証券取引所法を源流とするアングロサクソン型の会計であり，そこでの目的は，投資者を保護することに求められ，意思決定のための有用な情報の提供が会計に求められる。さらに，法人税法は，会社法および金融商品取引法とは異なり，その目的は，課税の公平性に求められる。

これらの３つの法制度において行われる会計は,「一般に公正妥当と認められる会計基準ないしは会計慣行」にしたがわなければならないことが，それぞれの条文に明示されている。したがって，これら３つの法制度にもとづく会計は，一般に公正妥当と認められる会計に依拠して行われることとなる。それこそが，日本の会計基準であると解釈されている。しかしながら，上述したように，近年，日本においても，IFRSs の任意適用が可能となった。日本の会計基準と IFRSs は，2000 年代後半より，コンバージェンスが進められた結果，ほぼ両者は同等のものとなっているが，いくつかの点で，未だ相違が存在している。

この相違は，日本の企業，日本の投資家および日本の会計基準の設定主体が重要視するものと IFRSs の設定主体である International Accounting Standards Board：IASB が重視するものである会計観の相違であり，この溝は，近いうちに埋まりそうにない。

〔７　研究結果・成果（つづき）〕

ここに，イスラム会計を研究する意義がある。イスラム会計は，イスラム教の世界観やイスラム法とされるシャリアにもとづいて規定される会計ルールであり，IFRSsとは，その会計観が根本的に異なっている。この溝は，絶対的に埋まらないであろう。そこで，イスラム会計がどのような会計観や目的を有しているのか，どのような会計の枠組みや制度にしたがって実践されているのかを検討する。さらに，IFRSsと異なる個別具体的な会計基準はどのような特徴を有しているのかを明らかにする。その上で，日本における会計観や会計の目的，会計の枠組みや制度およびイスラム会計において検討するIFRSsとは異なる個別具体的な会計基準を日本の基準と比較し，相違と類似を明らかにしたい。

このような相違と類似を明らかにした上で，日本が進展すべき会計の方向性，つまり，IFRSsを全面適用するのか，それともコンバージェンスすべきであるのか，あるいは一部についてカーブドアウトすべきであるのかを検討する。

以上の研究結果にしたがって，論文を執筆することを予定している。なお，具体的な目次は，以下のとおりである。

Ⅰ　序
Ⅱ　研究の目的と問題意識
Ⅲ　先行文献の調査
Ⅳ　日本の会計とイスラム会計の比較検討
（１）　会計観および目的の相違と類似
（２）　会計の枠組みの相違と類似
（３）　個別具体的な基準の相違と類似
①　公正価値測定
②　金融商品の会計処理
③　Zakatの会計処理
Ⅴ　発見事項
Ⅵ　結論

在外研究後は，この目次にもとづき，研究を進めていく。

以上が，筆者のマレーシアにおける在外研究の結果である。

以　　上